

機関番号：12601

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2007～2010

課題番号：19720183

研究課題名（和文） 「周代宗法制」の成立に関する研究

研究課題名（英文）

A Study of the Formation of the Institution of "Lineage Law"

研究代表者

小寺 敦 (KOTERA ATSUSHI)

東京大学・東洋文化研究所・准教授

研究者番号：30431828

研究成果の概要（和文）：

出土資料に関する研究会・学会に参加し、新発見の出土文献の史的性格に関する研究を進めた。日本国内外の研究機関を訪問し、遺跡調査や資料調査・収集を行った。これらの諸活動の成果として、「ゆずり」のような日常的行為が、王権を思想的に支える要素として取り込まれていく過程を明らかにした。これは家族のように「普通のもの」として認識されているものが、いかに「宗法制」という社会秩序に化するか解明することに繋がる。

研究成果の概要（英文）：

I participated in academic meetings of the excavated materials, and studied of characters of the new excavated materials. I visited the research institutions inside and outside Japan, made on-the-spot investigation of the remains, and collected research materials. I clarified the process of daily acts like "concession" was taken in as an ideal factor to support sovereignty. This is connected in how things recognized as "a common thing" like a family change into the public order "Lineage Law".

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,400,000	0	1,400,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
2009年度	600,000	180,000	780,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
年度			
総計	3,200,000	540,000	3,740,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：①古代史 ②中国出土資料 ③考古学 ④思想史

## 1. 研究開始当初の背景

先秦家族史を含む古代史各要素の遡及の動きは、かつての「疑古派」否定の動きと相俟って、学界の大きな潮流となっていた。これに対して、資料の意味内容を深く検討することなしに、表面的な類似点をもとにして、予定調和的な結論を導出しているという疑念をもった。そこを突破するためには、資料を総合的・体系的に把握することがまず第一

に必要であると考えた。

## 2. 研究の目的

本研究では、在来の初期国家論を参照しつつも、それらにおいて伝世文献の内容遡及にやや寛容な点が認められる部分とは一線を画す。そして、体系的な家族観の成立時期・内容を見通し、それを実証していく作業、すなわち、いわゆる周代宗法制、ひいては先秦

家族史研究に関する基礎構築作業を行う。このことにより、家族史を通して中国古代国家の成立問題につき、一つの見通しを与え、ひいては今日の中国や日本を含む東アジア世界を知る一助となることが期待される。

### 3. 研究の方法

- (1) いわゆる「周代宗法制」に関する研究史の整理を行う。
- (2) 周代宗法制の議論と近接する出土資料の研究を、出土資料に関する研究会メンバーと連携しながら進める。
- (3) 日本国の内外で出土資料の調査を行う。
- (4) 青銅器データベース作成プロジェクトと連携する。

### 4. 研究成果

#### (1) 2007年度

上海博楚簡研究会に参加させていただく機会も利用しながら、研究活動とデータベース化のための資料収集を行った。

8月に中国の上海・湖南省へ赴き、復旦大学の研究者の案内を受けながら、最新の出土資料である里耶秦簡を拝見させていただくなど、資料調査・収集を行った。3月には北京・河北省へ赴き、戦国時代の陵墓群や都城遺跡を調査するなど、資料収集に努めた。日本国内でも、京都の泉屋博古館などを訪れ、資料の調査を行った。

白川静と松本雅明の『詩経』研究を比較対照した論考を公表する機会を得た。いうまでもなく、『詩経』は「周代宗法制」を研究する上での重要資料であり、本研究と大きな関連性をもっている。

ヨーロッパの学者による、漢代の春秋学に関する論文の翻訳も公表した。春秋学が依拠するところである『春秋』およびその三伝は、「周代宗法制」に関する重要資料でもあって、本研究と大きな関わりをもっている。しかも、この翻訳作業は単に個別の研究テーマとして意味があるだけではなく、日本・欧州間の学術交流としての役割もある。

年度末には、先秦家族関係資料の研究に関する著書を出版した。これは本研究と共通するテーマを扱うとともに、本研究の前提・基礎作業としての意味ももつものである。

#### (2) 2008年度

本年度も上海博楚簡研究会に参加させていただく機会も利用しながら、研究活動と資料収集を行った。

研究代表者の勤務先である、東京大学東洋文化研究所が所蔵する膨大な未整理の金文資料について、その一部を整理する作業を行った。

9月には別の科研費の研究者達と連携して、中国の上海・湖南省へ赴き、復旦大学・

湖南大学の研究者の案内を受けながら、上海博物館で上海博楚簡を、湖南省長沙市の湖南大学で最新の出土資料である岳麓書院秦簡などを拝見させていただくなど、資料調査・収集を行った。3月には北京へ赴き、資料収集を行った。日本国内でも、京都の泉屋博古館や神戸の白鶴美術館などを訪れ、資料の調査を行った。

先秦時代の君位継承原理に関する考察の執筆を行い、研究成果を学会誌に投稿した。この年度内は審査中であった。

研究代表者が研究分担者として参加している科研費基盤研究(B)の研究成果として、岳麓書院秦簡・張家山漢簡『二年律令』の家族研究に関する論文・文献目録、計3篇も公表したが、これは本研究とも密接に関連するものである。

#### (3) 2009年度

本年度は、既に購入したコンピュータ・金文を文字データとして扱うことの可能なTron(OS)・スキャナ・デジタルカメラ等を利用し、上海博楚簡研究会に参加させていただく機会も利用しながら、研究活動とデータベース化のための資料収集を行った。

そして、研究代表者の勤務先である、東京大学東洋文化研究所が所蔵する膨大な未整理の金文資料について、その一部を整理する作業を行った。

9月には別の科研費の研究者達と連携し、中国の北京へ赴き、清華大学の研究者の協力の下、清華大学で新発見の清華大学所蔵戦国竹簡を見学し、座談会を行った。引き続いて上海へ行き、復旦大学の研究者の協力で、江蘇省へ赴き、現地の遺跡・博物館を見学した。3月には北京・湖北省・広東省へ行き、武漢大学・荊州博物館の研究者の案内を受けながら、湖北省荊州市の熊家冢楚墓で発掘中の車馬坑を見学させていただくなど、各地で資料調査・収集を行った。日本国内でも、京都の泉屋博古館や神戸の白鶴美術館などを訪れ、資料調査・収集を行った。

前年度より課題となっていた、先秦時代の君位継承原理に関する文章2篇を執筆し、うち1本を紀要で発表し、もう1本は学会誌での掲載が決定した。

また、本研究課題を基礎づける研究としての、出土文献研究の一環としての訳注およびその史料的性格に関する研究も発表した。

#### (4) 2010年度

本年度は、本科研費によって既に導入した機器を利用し、前年度までの作業を継続しつつ、上海博楚簡研究会に参加しながら、研究

活動・資料収集を行った。これは、本研究プロジェクトによる活動でもあるが、その研究成果は、私が研究分担者として参加する、別の科研費プロジェクトとして報告されている。

9月、日本・中国の研究者達と漢文化に関する中国河南省鄭州市の学会に参加し、『詩経』編纂が、宗法制を含む周代社会制度の変遷や漢字知識の受容と深く関係するとの報告を行った。そして学会を総括する総合討論に、日本側代表の1人として加わった。続いて、河南省安陽市の中国文字博物館・安陽殷墟博物館も訪問し、資料調査・収集を行った。同時に安陽工作站も訪れ、責任者の中国社会科学院の唐際根氏から、安陽市郊外で発見された、曹操墓とも比定される遺跡の最新情報を提供していただいた。

日本国内では、京都の泉屋博古館等で資料調査・収集を行った。

同じく9月には、上海市の復旦大学の研究者による協力を得て、江蘇省常州市の春秋淹城博物館・武進博物館を訪問し、淹城古城を見学するなど、資料調査・収集を行った。この遺跡は、日本の弥生時代の集落との関連が議論されており、中国古代のみならず、日本の都市や国家形成の議論とも関係性をもつものである。

君位継承原理に関する研究史整理については、他の研究活動を優先した結果、現時点においてその専論はないが、他の成果に取り込む形で発表されている。

本年度に掲載決定されていた論考が公表された。そこでは「ゆずり」のように、日常的に何気なく行われる行為が、王権を思想的に支える要素として取り込まれていく過程を明らかにした。こういう研究は、管見の限りでは中国古代史分野では見当たらない。また、新発見の出土文献に関する研究を行い、その史料性格を追求した。今後は、続々と現れる新出土資料に関する研究を進めるとともに、こういう日常的・一般的な行為が秩序形成に果たす、あるいは果たすようにし向けられるあり方について、研究を進めていきたい。これは「家族」なり血縁集団なり、日常的に「あたりまえ」なものとして認識されているものが、いかにして「宗法制」のような社会秩序を支えるものに化するのかを解明することにもなるだろう。

##### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計5件)

①小寺敦、先秦時代「讓」考—先秦時代君位継承理念の形成過程—、歴史学研究、第871号、査読有、2010年、pp.1-16

②小寺敦、上海博楚簡『鄭子家喪』譯注—附・史料性格に関する小考—、東京大學東洋文化研究所紀要、第157号、査読無、2010年、pp.1-35

③小寺敦、先秦秦漢の傳世文獻にみえる「讓」について—先秦儒家系文獻を軸として—、東京大學東洋文化研究所紀要、第156号、査読無、2009年、pp.1-180

④ヨアヒム・ゲンツ著、小寺敦訳、『公羊伝』における歴史的眞実に関する問題、日本秦漢史学会会報、第8号、査読有、2007年、pp.34-73

⑤小寺敦、白川・松本論争—論戦よりみた白川説の特質—、大航海、第63号、査読無、2007年、pp.146-152

〔学会発表〕(計1件)

・小寺敦、詩の成立と傳播—『詩』使用の場の視点から—、「漢文化溯源—從文字到書籍—」國際學術研討會、2010年9月11日、中国河南省鄭州市鄭州大学

〔図書〕(計1件)

・小寺敦、東京大学東洋文化研究所・汲古書院、先秦家族關係史料の新研究、2008年、557頁

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

○取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

[その他]  
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小寺 敦 (KOTERA ATSUSHI)  
東京大学・東洋文化研究所・准教授  
研究者番号：30431828

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：